一般教育訓練明示書(保育士講座)

講座の名称	化杏子试胺计学建成								
	保育士試験対策講座								
	通信 スクーリング(回	図 (
指定講座番号(15桁)	1321468	_	_	1510012		_	0		
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対 講座の指定期間 	家	過去 年の講 座実績	入講者数(累積)	(1,231 人)	修了者	首数	(171人)	
2007年 3月 1日	2027年 3月 31日	まで							
訓練期間	8ヶ月			総訓練	時 間			240時間	
1. 教育訓練目標									
①取得目標とする資格の	保育士								
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			保育士養成協議会						
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等			児童福祉法施行規則に定められた要件を満たしていること						
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職 種・職務及び習得された技能・知識が活用されておい る業界と活用状況			保育所をはじめとする児童福祉施設等						
2. 教育訓練の内容									
教 科 (カリキュラム)				時間	包	使 用 教 材 名			
保育原理				30	講義動画、テキ	「義動画、テキスト、演習トレーニング、添削 認			
教育原理				15	講義動画、テキスト、演習トレーニング、添削課				
	社会的養護			15	講義動画、テキスト、演習トレーニング、添削課是				
児童家庭福祉				30	講義動画、テキスト、演習トレーニング、添削課				
社会福祉				30	講義動画、テキスト、演習トレーニング、添削課			ング、添削課題	
		30	講義動画、テキスト、演習トレーニング、添肖			ング、添削課題			
		30	講義動画、テキスト、演習トレーニング、添肖			ング、添削課題			
Ŧ		30	講義動画、テキ	スト、演習	トレーニ	ング、添削課題			
		30	講義動画、テキ	スト、演習	トレーニ	ング、添削課題			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)									
①受講するに当たって必	要な実務経験等	なし							
②受講者が受講に最低阶 技能・知識等の内容及び			児童福祉法	法施行規則に定められた要件を満たしていること					
③その他			なし						

一般教育訓練明示書(保育士講座)

	一般教育訓練	別不書(1	育工	· 講 <i>性)</i>			
4. 教育訓練の受講(の実績及び目標達成の状況						
(1)資格取得状況							
① 前年度内の受講修	§了者数	194	人				
② ①のうち目標資格の受験者数		112	人	受験率(2)/①))	57.7	%
③ ②のうち合格者数		76	人	合格率(3/2))	67.9	%
④ 上記②・③の回答	者数	112	人				
(2)受講修了者による	講座の評価等						
① 回答者総数				11	人		
② 受講開始時の就 業状況等(問3)	1 正社員			9	人		
	2 非正社員、派遣社員			7	人		
	3 その他の就業(自営業等)			0	人		
	4 非就業者			4	人		
③ 受講開始前と現	1 受講開始時の就業先と現在	の就業先は同じ		13	人		
在の就業先の変化	2 受講開始時の就業先と現在	の就業先(自営業等	(含む	3	人		
(問4)	3 受講開始時は就業していたが	が、現在は就業して	いない	0	人		
	1 正社員			7	人		
④ 受講後の就業形	2 非正社員、派遣社員			9	人		
態(問5)	3 その他の就業(自営業等)			0	人		
	4 非就業者			4	人		
	1 3割以上増加した			0	人		
	2 1割以上3割未満増加した			1	人		
	3 1割未満増加した			6	人		
⑤ 受講後の賃金変 化(問6)	4 変わらない			0	人		
16(简6)	5 1割未満減少した			1	人		
	6 1割以上3割未満減少した			1	人		
				1	人		
⑥ 講座の受講の効	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	 格手当等)に役立つ)	3	人		
		 務に従事できる		0	人		
	3 社内外の評価が高まる			3	人		
	 4 早期に転職・再就職できる			3	人		
		 就職できる		3	人		
果(問7)	 6 より良い条件(賃金等)で転取			0	人		
				3	人		
	8 その他の効果			2	人		
				3	人		
⑦ 受講開始時に就 業していなかった受 講者の就業状況(問 8(2))	 1 受講中又は受講修了後3か。			0	人		
		 ニ就職した		0	人		
	3 受講修了後6~12か月以内	に就職した		0	人		
	4 就職していない			3	人		
⑧ 講座の全体評価(問9)	1 大変満足			4	一		
	2 おおむね満足			13	人		
	3 どちらとも言えない			3	一		
	- 4 やや不満			0	 		
	5 大いに不満			0	一		

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

上記②~⑦を参照					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル 到達度の把握・測定方法	添削課題の提出(全9回)により、受講生の学習到達度を把握する。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	なし				
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する					

全8科目(全9回)の添削課題のすべて(受験時の免除科目も含む)を受講開始から8か月間の訓練期間内に提出しており、すべ ての科目においてそれぞれ正解率が6割以上であること

一般教育訓練明示書(保育士講座)

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法								
(1)受講中の者に対する習得度 的な助言・指導の方法	受講生が学習を進めていく中で、疑問があった場合には、メールにより 質問を受け付けることにより、個別に指導している							
(2)受講中又は修了時における 体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格 提供方法、早期就職に向けた具 状況)	・インターネットに「受講生専用ページ」を設けて、資格試験に関する最新の情報を提供している ・毎年、法改正などにより教材に変更が生じた場合には、変更箇所をま とめた冊子を全受講生に公開している							
8. その他の事項								
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名		(代表者名: 植野治彦						
住所及び連絡先)	TEL 03-3357-8401						
施設名称及び施設長名	四谷学院通信講座			(施設長:岸田瑞代)				
住所及び連絡先	東京都町田市森野1-25-5 四谷学院ビル2F			TEL 042-732-5021				
給付制度担当部署·者	企画制作課	(担当者:日比野篤)			
連絡先	1							
一般教育訓練経費 1. 一般	段教育訓練給付金の対象	となる経費 (① +	2)		79,800	円		
	入学料(税込額)							
	引・還元措置を実施した との差引き後の税込額と				0	円		
	料(税込額)				79,800	円		
	±場合には すること。)	(うち、必須教	材費	27.300	円)			
③ 両方可能 2. 一般	段教育訓練給付金の対象							
1	副読本代(税込額)				6,400	円		
2	実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)				0	円		
	③ 施設維持費(税込額)④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額			\- 4T	0	円		
4				0	円			
3. 総客	頁(1+2)(稅込額)					円		

〔特記事項〕

なし

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1)一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2)受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3)現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
- このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。
- なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4)一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。
- また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと は認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。